

第一〇章 在台軍部と「反英運動」——ジュノー号事件を中心に

駒込 武

1 汎アジア主義の「震源地」としての台湾

一九三〇年代において、日本は、中国ナショナリズムへの対応をめぐって、英国との対立を深めていった。日本の植民地だった台湾は、このプロセスでどのような位置を占めたのだろうか。従来の研究では、台湾史はもっぱら「植民地支配史」、英国や中国との関係は「国際政治史」という文脈で論じられる傾向が強かったために、こうした問題は見過ごされてきた。しかし、松浦正孝はこの両者を統一的に把握する視角を提示し、「植民地台湾及び台湾籍民は、大日本帝国が、再生し始めた中華帝国秩序及び、大英帝国と軍事的・経済的に対抗していく際の要であった」と述べ、台湾は汎アジア主義の「重要な震源地」になったと論じている。本章では、こうした松浦の見解を基本的に踏襲した上で、国際的な要因と、植民地支配に内在する要因が交錯する地点で生じた「震動」を、台湾の政治社会状況に即して描き出すこととしたい。

本章で対象とするのは、ジュノー号事件——一九三五年四月に澎湖列島の馬公に入港したジュノー号の船長が船舶法違反で起訴されたことから生じた一連の事態——である。近藤正己は、事件の処理をめぐる在台軍部と台湾総督府の対立に着目して、「文官総督を頂点とする総督府が軍部に対して屈服したことを示す事件」として位置づけている。台湾

の統治体制における事件の意味は近藤の指摘した通りである。ただし、この事件の意味を当時の国際政治の舞台の中で考察する作業がいまだ残されている。仮説的な見通しをあらかじめ述べておくならば、ジュノー号事件をめぐる在台南軍部、在台南日本人の活動は、「反英運動」としての性格を持っていたと考えられる。日本内地では、永井和が指摘しているように、一九三七年末に右翼団体、在郷軍人会分会、市会、新聞社などが主体となって第一次反英運動が生じ、一九三九年六月以降、天津英仏両租界封鎖を契機としてさらに大規模に反英運動が展開された³⁾。内地における反英運動に比べるならば、台湾での展開は小規模であり、「反英」という旗印がそれほど明確に掲げられたわけでもない。しかし、ジュノー号事件の伏線となる事件、当時の現役軍人や在台南日本人の言論状況、さらに台湾島内の英国系ミッション・スクールを対象とする排撃運動に及ぼした波紋などを検討するならば、「反英」というモチーフが、この事件の根底において事態拡大の駆動力となったと考えられる。

なぜ台湾で日本内地に先立って「反英運動」的な事態が展開したのか？ それは、台湾の地政的な位置関係や植民地統治の構造とどのように結びついていったのか？ そして、この運動は、英国との関係にどのような影響を及ぼし、植民地統治をどのように変質させたのか？ 反英主義が汎アジア主義の重要な構成要素であることを考えるならば、こうした問いに答えることは、台湾が汎アジア主義の「震源地」となった要因を明確化するために必須の作業といえる。

以下、まずジュノー号事件の展開の中に在台南軍部と台湾総督府の思惑がどのように表れているのかを検討し、次いでファッショナルな「民衆運動」の中に反英主義的な論調が表れてくることを確認する。その上で、この事件の及ぼした影響を明確化するために、英国政府、台湾人とのかかわりについて考察する。資料としては、主に日本の海軍省文書、英國の外務省文書、『台湾日日新報』（文中で出典を示す際には『台日』と略記）を用いる⁴⁾。

2 在台南軍部VS台湾総督府

ジュノー号事件の概要

一九三五年四月七日夕刻、オランダ船籍のタンカー、ジュノー号が澎湖列島中の馬公に寄港した。船舶法第三条は不開港場への外国船舶の入港を禁止しながらも海難を避ける場合は例外と認めていたが、海軍馬公要港部および陸軍澎湖島憲兵分隊は海難入港にはあたらないと判断して船長ティアリング(G. Teering)を検挙し、台南地方法院高雄支部検察局に送致した。馬公は、不開港場であるばかりでなく澎湖島要塞の存在する要港であり、投錨地点は要塞地帯法に定める第三区警備地域だったために、軍関係者は船長に対するスパイ容疑を当初から抱いていた。

四月一七日に開始された第一審公判において、被告および弁護人(安保忠毅ほか四名)は、あくまでも海難を怖れての入港であることを強調した。これに対して、参考人として法廷で意見を述べた馬公要港部先任参謀中堂觀恵中佐は、入港当時は台風も解消しつつあったので海難の怖れは大きくなかったことや、被告が澎湖島の海図に多数の書き込みをしていたことなどを根拠として、被告はスパイであると論じた。他方、検察官は、スパイと断定すべき証拠はないとして、罰金二〇〇〇円の求刑をした。台湾では検察官は官制上総督の指揮を受けることになっていた⁵⁾ので、軍関係者はこの求刑に総督府の意向が働いていると考えた。四月二七日の判決は、求刑よりも重たいものとなった。すなわち、「軍事上ノ機密ヲ探査スル意図」があったことを認定して「犯情重キモノ」に関する規程を適用し、罰金二〇〇〇円を課したばかりでなく、船舶没収を言い渡した。船舶法に定める最大の刑罰であった。

被告は、この判決を不服として控訴した。控訴審が始まる直前の五月五日、台北在勤海軍武官酒井武雄少将は、中川健蔵台湾総督・平塚廣義総務長官・今川淵台南州知事に宛てて意見書を提出した。冒頭で「司法権ノ神聖ナルハ重々承知致シ居リ候へ共」と一応の前置きをした上で、被告をスパイと断定すべき理由を詳細に説明、「嚴罰主義」で臨むべきだと結論している⁵⁾。軍関係者にとって第一審判決は満足のいくものだととしても、検察の求刑に不満を感じたための措

置だろう。

五月二三日に台南地方法院で控訴審が始まると、被告弁護人は他の地方法院への管轄移転を請求した。請求の理由は、「高雄、台南兩州下の海友会、在郷軍人、海軍々人、其他民衆」のあいだでことさらに軍服を着て判廷に出入するなど法院を牽制する動きが顕著なために、裁判の公平を期しうものだった。高等法院がこの請求を認めただけで台北地方法院で控訴審公判が再開された。だが、この措置は軍の態度を硬化させた。控訴審再開直前の六月五日、台湾軍高級参謀土橋一次大佐が声明を發し、軍服を着用して法廷に出入りすることなどを理由として管轄移転を認めるのは「我々軍人を侮辱するも甚だしい」と非難し、「殊更に軍部を誹謗するが如き言動に出たるものあらば断じて許すことは出来ない」と威嚇した（台日一九三五年六月六日付）。

控訴審での求刑は第一審と同じだったが、六月一〇日の判決は罰金を五〇〇円に減額した上で、船舶没収の措置を取り消した。今度は一転して求刑よりも軽い判決となったわけである。この判決は、総督府と軍の対立を決定的なものとした。一六日には、台湾軍参謀長桑木崇明少将が「あまりにも寛大」な判決を「遺憾」とする声明を發表した。⁶ 裁判終結以降も、軍部と総督府の対立はむしろ拡大し、「軟弱文官総督」を廢して武官総督の擁立を求める民間の運動も始められた。三五年の年末、総督府が、「司法権への容喙」という軍への非難を撤回することにより、ようやく一応の「解決」を見た。翌三六年九月には予備役の海軍大将小林躋造が台湾総督に就任、これはジュノー号事件を契機として軍部の影響力が拡大したことを象徴的に示す出来事だった。

在台軍部の思惑——反英主義を核とする「南進」論

ジュノー号事件をオランダ人船長の裁判をめぐる経緯に限定して考えるならば、その結末は大山鳴動して……とも言う内容だった。しかし、重要なことは、裁判の経緯そのものよりも、裁判をひとつの舞台として在台軍部と台湾総督府の対立が浮かび上がり、軍による政治関与の道が大きく開かれたことである。この対立の構図は、なぜ、またどのように浮上してきたのだろうか？

まず確認しておくべきことは、在台軍部と台湾総督府の対立は、事件発生当初から——あるいは事件の発生以前からと述べてもよい——存在していたことである。

ジュノー号が馬公に投錨した翌日には、馬公要港部参謀長木幡行大佐が海軍省軍務局長吉田善吾少将に極秘の緊急電を打った。この緊急電は、最近しばしば外国船が入港している事態に鑑みて「此際同法（船舶法―注）ノ最大刑ヲ課シ今後ノ縮減ヲ期スルコトト致シ度、御異存ノ有無知ラサレ度」と打診している。船長の取調べも始まったばかりの段階で、「最大刑」を課すつもりだと述べているわけである。軍務局長に異論はなく、「今後此種不法行為ヲ取締ル為充分ノ効果ヲ挙グル」ことを目指して関係官憲と折衝せよと指示した。⁷

おりしも日本内地では天皇機関説排撃運動が展開されていた時期であり、軍による政治介入への歯止めは外れつつあった。さらに、海軍中央がお墨付きを与えた背景として、三四年一二月に日本政府がワシントン海軍軍縮条約——この条約により海軍は台湾・澎湖島における新たな要塞・根拠地の建設を禁じられ、澎湖島要塞の砲台増設も中止させられていた——の廃棄を通告した事実を想起する必要がある。当時の首相岡田啓介は海軍大将だったが、海軍内部の強硬派を抑えきれずに廃棄通告をしたのだった。この条約廃棄がすぐに砲台増設の再開に結びついたのかは確認できないが、外国船舶に神経を尖らざるをえない状況が生じていたのは確かだった。

ジュノー号事件の法廷で証言した中堂中佐は「軍部以外秘」の講演記録において、ジュノー号事件以前にも外国船舶の「不法侵入」が相次いだと述べ、「最モ非道ト」例として三四年一二月に英国船籍の商船ラングリーブルック号が馬公に入港した事件を挙げている。この時は天候から海難入港であることは明確だったが、投錨地点が要塞に近い第二区だったことが軍の態度を硬化させた。英国側の資料に即して後述するように、馬公要港部はスパイの嫌疑をかけて船長トム・ブラウン (Tom Brown) に対して苛酷な取調をした上で、船舶法および軍港要港規則違反として告発した。だが、台南地方法院高雄支部の判決は罰金五〇円という軽いものだった。中堂は、この事件をめぐる総督府との対立について次のように語っている。⁸

「台湾総督府並二同司法部ニ対シ、從來此種ノ問題ハ国際關係ヲ過度ニ顧慮シ穩便ニ取扱ヒ来タル感アルモ、此ノ際斷乎タル処置ヲ執リ、国法ノ尊嚴ヲ内外ニ宣明シ、此種事件ノ發生ヲ根絶スル様取計ハレ度旨申入レラレタノデアリマス。然ルニ、総督府及司法部側ノ態度ハ最初カラ穩便主義ヲ吾々ノ要望ニ対シテハ何ノ考慮モ弘ハレナカッタ様ニ見受ケマシタ。……要港部司令官〔大野寛海軍少將〕注〕ハ自ラ台南、高雄方面ノ司法官ヲ歴訪説明シ、良ク彼等ヲシテ納得セシメタカト思ハレタノデアリマス。之ガ「ジュノー」号事件ノ發生シタ四ヶ月前ノ出来事デアリマシタ」

「斷乎タル処置」による外国船舶への「見せしめ」を必要としていた軍部にとって、ラングリーブルック号事件の結末は不満の残るものだった。そこで、司令官が台南・高雄の司法官を歴訪したわけだが、こうした文脈をふまえることよって、ジュノー号事件における台南・高雄からの管轄移転請求が、司法への軍部の容喙に対する抗議としての意味を持つていたことを理解できる。

軍部は、「見せしめ」と同時に「報復」も必要としていた。そのことは、先に引用した機密電において、木幡參謀長が最後に次のように付け加えていることからうかがえる。「尚蘭領印度ニ於テハ帝國漁船ノ領海侵入等ニ対シテハ極メテ辛辣ナル処置ヲ執リアルニ鑑ミ最大刑ヲ課スルヲ至当ト認メラル」。オランダ領東インド（以下、「蘭印」と略す）で日本の船舶に対する苛酷な処遇が行われている以上、オランダの船舶に対しても同様に対応すべきだというわけである。こうした文脈でしばしば引き合いに出されたのが、功盛丸事件だった。酒井海軍武官の談話によれば、三五年三月初旬にスマトラ島沿岸を航行中の功盛丸という漁船が領海侵犯という理由でオランダの監視船に拿捕され、船体を没収された。船長大城浜徳は懲役一カ月の刑に処せられ、「刑終り出るや発狂投身」したとされる（「台日」一九三五年六月九日付）。淡水駐在英國領事アーチャー（C. H. Archer）もこの出来事に言及し、「今や報復がなされるべきだと公然と語られている」と報告している。⁽⁹⁾

外国船舶一般への「見せしめ」と、オランダへの「報復」を必要と考えていた軍部にとって、ジュノー号は馬公に入港した事実だけで、船長の取調や裁判という手続きを経なくても、「最高刑」にふさわしい存在だった。海軍においてこうしたロジックを宣布するスポークスマンの役割を果たしたのが、中堂観惠中佐である。

中堂は、三三年に軍令部第一課第一課に出仕し、中原義正中佐とともに海軍における「南進論の双壁」と称された。⁽¹¹⁾三五年七月、海軍は、中堂と中原の進言に基づいて対南洋方策研究委員会を発足させ、東南アジアに発展するための「中継基地」として台湾と南洋群島を活用するプログラムを具体化している。⁽¹²⁾

中堂の議論に顕著なのは反英主義である。大日本国防青年会台湾支部編「蘭船ジュノウ号事件を語る」に掲載した文章では、英国のインド植民地支配に言及して、英国人は「印度人の覚醒に依て、又日本人の刺激に依て独立しはしないであらうか」と極度に怖れており、香港やシンガポールで日本人への警戒を募らせていると語る。そして、「日本の南進に気を病み恐れをなしてゐるから日本の最南端たる此の台湾、南進の足場となるべき此の台湾に如何なる準備工作をやつて居るか、之は彼等の最も知らんと欲する所である」と結論している。⁽¹³⁾

中堂において、英領香港・シンガポールと台湾を結ぶ海域は日英の「諜報戦」の最前線であり、馬公に入港したのがオランダ船籍の船舶だろうとも、その行為は日英の「諜報戦」という観点から問題にされるべきことがらであった。

それでは、台湾軍を構成した陸軍は、なぜ事件発生当初から海軍と歩調をそろえたのだろうか。ひとつの要因として、大亜細亞協会台湾支部を通じて在大陸軍と海軍の連携関係の素地が形成されていたことを指摘できる。大亜細亞協会は、松井石根が主唱者となって三三年一月に成立した。同年八月に松井が台湾軍司令官に就任すると、翌三四年一月に大亜細亞協会台湾支部の発会式が行われた。ジュノー号事件の際に重要な役割を果たした陸軍の軍人——台湾憲兵隊長として詳細な報告を軍中央に送付し続けた沼川佐吉、台湾軍高級参謀として管轄移転請求を非難する声明を発表した土橋一次——は、大亜細亞協会台湾支部創立当時の常任評議員だった。⁽¹⁴⁾土橋は、三三年末には松井の命を受けて台湾対岸の福建で西南派政権の独立工作に従事した経歴も持っていた。⁽¹⁵⁾他方、台北在勤海軍武官として海軍中央と現地海軍をつなぐパイプ役を果たした酒井武雄は、大亜細亞協会創立時からの幹事だった。

陸軍と海軍とを問わず、汎アジア主義に共鳴する軍人は、中国大陸における日本の地歩を安定させるためにも英国の

影響力を排除することが必要という共通認識を持っていたと考えられる。大亜細亞協会台湾支部という組織がこの共通認識を媒介する場となった。ただし、支部組織それ自身がジュノー号事件で顕著な役割を果たしたわけではない。支部組織には総督府高官が名を連ねたほか、ジュノー号の船長の弁護人を務めた安保忠毅弁護士も常任評議員となっていたが、松井石根が台湾に播いた汎アジア主義の種子を開花させるのに絶好の機会と意識されたものと思われる。

台湾総督府の思惑——対英協調外交の維持

在台軍部が、裁判の手續きにかかわりなく、オランダ人船長を「最高刑」に処そうとしたことに対して、総督府は、まがりなりにも抵抗を示した。そこには、台湾の統治という自らの「縄張り」が荒らされるのを防ぐということ以上に、いかなる要因が存在したのだろうか。「司法権の独立」という原理は、抵抗のための大義名分ではありえたが、そもそも台湾領有初期に総督府官僚の汚職を摘発した高等法院長高野孟矩が非職にされて以来、司法権の独立は台湾には厳密な意味では存在しなかった⁽¹⁶⁾。したがって、司法関係者はとにかくとして、総督府高官が司法権の独立という原理を自己を重要視していたとは思えない。

総督府による抵抗の要因として考えられることは、やはり「国際関係」への考慮である。ただし、本国政府と総督府との関係構造において、外交問題について総督府が独自の判断をなしている状況にはなかった。特に一九一九年に初の文官総督として田健治郎が台湾総督に就任して以来、本国政府による監督機能が強化され、総督府の独立性は弱まっていた。こうした事情を勘案するならば、当時の総督府の姿勢は、本国政府の外交政策を反映するものと考えられる。

ジュノー号事件が発生した当時、日本政府では対英協調外交を推進する宮中グループが依然として影響力を保持しており、外交政策の基調は、東南アジア・南アジアにおける通商の相互依存関係を維持することだった⁽¹⁷⁾。三五年八月に外務省が作成した『国際関係ヨリ見たる日本ノ姿』というパンフレットでは、反英主義を核とする海軍の「南進」論とは対照的な見解が表明されている。すなわち、中国大陸における日本の利害を守るために英国との協調関係を維持し、東

南アジアでの活動は通商的關係を維持することに限定すべきだと論じている。「海洋」における英国の影響力の大きさを指摘して、「英国ハ海洋ニ対シテハ欧州諸国ヲ代表シテ居ル。仏モ蘭モ將又白モ葡モ何レモ英国ノ傘下ニアルト云ツテモ差支ハナイ。南洋ニ於テ之等ノ一國ト事ヲ構フルノ日ハ全部ト争フノ日デアル」とも述べている⁽¹⁸⁾。これを敷衍すれば、オランダと「事ヲ構フル」ことは英国と争うことになる。こうした認識は日本政府にも台湾総督府にも存在し、ジュノー号事件への対応を規制する原理となったと考えられる。

さらに、ジュノー号事件が、ちょうど日蘭海運摩擦が問題になっていた時期に生じたことにも留意すべきである。すなわち、蘭印への日本製品の大量流入にもなつて日本の商船のシェアも急激に拡大、これに対して、蘭印政府が自国船保護の方針を打ち出したことをめぐる交渉がちょうど暗礁に乗り上げた時期に事件は起きた⁽¹⁹⁾。台湾憲兵隊の情報によれば、「ジュノー号ガ没収セラルル時ハ、大阪商船ノ蘭印航路ハ『ボイコット』ニ遭遇スル虞アリトテ、大阪商船重役連ハ政策的ニ外務省ヲ通シ外務省ヨリ拓務省——台湾総督ヲ経テ今回ノ輕罰ノ処シタルモノナリ」と噂されている⁽²⁰⁾。この噂の真偽は確認できていないが、大いにありうることはある。大阪商船は、一八九七年に基隆に支店を設置し、台湾総督府の命令航路として神戸—基隆線などを設けたほか、一九一六年にやはり台湾総督府の命令航路として基隆—ジャワ航路を開設し、「南洋」——台湾の海運でも重要な役割を果たしていた⁽²¹⁾。三四年に大阪商船の社長に就任した村田省蔵は、日中全面戦争以後は英国との対決姿勢を強めて「日英海運争覇戦」を唱えるにいたる⁽²²⁾。だが、三五年という時点ではジュノー号への苛酷な報復がさらなる報復を惹起し、通商關係に不利益を及ぼすという判断が働いたとしてもおかしくはない。

日蘭会商摩擦は、三五年七月に日本政府が蘭印政府の要求に妥協して大阪商船等に南洋海運を建設させることで一応の決着をつけた。日本政府は、一方で海軍軍縮条約の破棄通告をして軍拡競争への道を開きながら、他方で通商の領域では協調外交路線を維持しようとしていたわけである。その政策にはらまれていた矛盾が、台湾という場——帝国日本の中心から見れば周縁的位置にありながらも、対「南支南洋」という点では「最前線」に位置する場——において在台軍部と台湾総督府の対立として顕在化したと見ることもできる。

3 在台日本人による「民衆運動」

「外敵」と「内部の敵」

台湾総督府高等法院檢察官長伴野喜四郎は、ジュノー号事件がひと段落した段階で苦々しげに回顧して、次のように述べている。「コノ事件ニ就テ行ハレタ所謂民衆運動ハ、団体的ニモ個人的ニモ実ニ猛烈ナモノデアッタ。ソシテ、ソノ行動中ニハ非法ノモノノアツタ事ハモチロン、明ニ犯罪ヲ構成シタモノモ少ナクナイ」。

この発言が示唆するように、軍の意向を後ろ楯とする、ファッショ的な「民衆運動」がジュノー号事件において展開された。運動の中核を形成したのは、海友会——海軍の予備役・退役軍人などによる組織——、および在郷軍人会だった。さらに大日本生産党のような内地の代表的な右翼団体や、皇政会のように台湾を拠点とする右翼団体の活動も顕著だった。在郷軍人会や右翼の「活躍」が見られる点は内地における天皇機関説排撃運動と同様だが、この「民衆運動」は、台湾在住の日本人男性という人口的には小規模な集団内部での「内ゲバ」的様相を強めながら、いつそう過激化する傾向を見せた。

四月一二日には馬公要港部が台南地方法院長・台北高等法院長に対して被告を「厳罰」に処すべきだという電報を発信、同日、大亜細亜協会高雄支部で次のような動きが見られた。

「〔ジュノー号〕注 事件ハ高雄市民ニ相当ノ衝動ヲ与ヘ、昭和九年十二月六日高雄支部ニ送致セラレタル英国汽船『ラングリーブルック号』ノ判決ハ僅カニ罰金五十円ナリシヲ以テ、今回ハ特ニ此種事件頻発ノ傾向アルト時局並馬公ノ重要性トニ鑑ミ、断乎タル処置ヲ採リ国法ノ尊厳ヲ中外ニ闡明スルノ必要アリトシ、台湾大亜細亜協会高雄支部ニ於テハ右市民ノ意向ヲ反映セシムヘク当局宛厳罰方陳情セントシタルモ、一部ニ於テ静観説アリシヲ為メ同支那幹部中島文雄ハ四月十二日ニ檢察当局ヲ訪問、本事件ニ対スル一般市民ノ意向ヲ伝ヘ、嚴重処分方希望ヲ申述ヘタリ」

大亜細亜協会高雄支部は三五年一月に台湾支部の分会として成立した。結成式には戸塚道太郎大佐（海軍軍令部課長、大亜細亜協会理事）も出席した。²⁵高雄支部の組織・事業の詳細は不詳だが、三五年三月の時点で支部長一名、理事九名、評議員四〇名、顧問若干名を置くことを定めたので、決して小規模な組織ではないことがわかる（『台日』一九三五年三月一四日付）。顧問として高雄州長のような総督府官吏を奉戴する一方、第三艦隊の旗艦「球磨」の艦長堀内茂礼大佐を講師とする「軍事講演会」を開催するなど現役軍人とも深いかわりを持っていた。大亜細亜主義という趣旨との関係ではフィリピンからの学生視察団を招いて座談会なども開催していることが注目される（『台日』一九三五年三月一日付、同四月六日付、三六年八月六日付）。

右の報告で「静観説」の詳細は不詳だが、台湾における「南進」基地としての高雄には「南洋」との通商に密接な利害関係を持つ実業家が多かったので、通商関係を重視する立場から慎重論が提起された可能性もある。高雄支部の幹部である中島文雄自身も『台湾日日新報』高雄支局長であり、「御用新聞」の支局長として総督府の意向を逸脱した行動をすることに躊躇を感じていたことだろう。最終的には、組織的な陳情ではなく、「一般市民ノ意向」を伝えるという形式がとられた。ただし「国法ノ尊厳」云々という表現が先に引用した中堂の文章と符号していることから、「市民」としての立場で軍の意向に賛意を表したものと見える。ジュノー号の馬公入港から間もない四月一二日という早い時点で「嚴重処分」の申し入れをしたことは、大亜細亜協会高雄支部が軍と「市民」の媒介者という性格を持っていたことを示すものとして重要である。

四月一七日には、在郷軍人会高雄分会が「厳罰要求」の決議を採択して新聞への意見発表を企図したが、「公判進行ノ状況ヲ見テ適時発表」すべきだという意見が提起されて、一時見合わせとなった。²⁶在郷軍人の中にも総督府官吏が数多く含まれていたために、分会としての意思表示は困難であったものと考えられる。だが、二日後の四月一九日には、台北市に居住する在郷軍人会・海友会の有志約四〇名が会同した集まりにおいて、運動は過激化の様相を呈した。この会合で、高雄商工会会長中村一造の「非国民的」な言動を糾弾することを決議、参会者の中には「実行委員ヲ高雄ニ派シ以テ自決ヲ迫ルヘシ」と述べる者もいた。²⁷理由は、ジュノー号の所有者ライジングサン石油の代理人をしていた中村

が、船長の弁護士を斡旋し、罰金五〇円が適当と述べたことだった。中村は、総督府評議員、高雄州協議会員等の要職を歴任しており、南部台湾を代表する実業家だった。⁽²⁸⁾ それだけに、中村の「非国民」的言動を糾弾することが「世論」形成において有益と判断されたものと思われる。匿名の「高雄市民」が海友会に宛てた投書では「非国民中村一造ヲ葬ル事ニ於テ、州協議会員テモ何テモカマワン、躊躇スルノ要ナシ」と記されてもいた。⁽²⁹⁾ かくして、「テロ」による威脅を背景として軍部への異論を表明しにくい状況が形成されつつあった。

「テロ」への衝動が強まるにつれて、総督府はジュノー号事件に関して「刺激的」な記事の掲載を禁じるなど報道統制を企図した。法院の管轄移転請求が行われた五月二〇日には、大日本生産党から台湾に派遣された八幡博堂が、被告弁護人のひとり岡田庄作明治大学教授に対して「貴下カ外敵ヲ擁護スルカ如キ行動ニ出ツルニ於テハ国民トシテ断シテ許ス能ハス」とする「警告書」を郵送、同時にこの「警告書」を島内日刊紙に掲載するように求めた。だが、総督府警務局は島内各紙への掲載にあたり全文または一部を削除した。⁽³⁰⁾

土橋一次大佐の声明が発表された六月五日には、台北鉄道ホテルで「国防演説会」が開催された。主催者は在郷軍人会有志、海友会有志だったが、軍部が組織的にバックアップした集会であることは誰の目にも明らかだった。「殺気場内に満つる熱狂ぶり」と評されたこの演説会において、皇政会の主幹である山下好太郎は「警察官たりと雖も不法弾圧する者ありとせば非国民」と発言し、さらに「売国奴」たる弁護士は「葬る」べきだと述べて発言中止を命ぜられた。⁽³¹⁾ 警察までも「非国民」とする山下の言動は、「排撃」「糾弾」の対象を次々と無限定的に増殖させていくファシズム運動の特徴をよく表している。

憲兵隊の調査によれば、この演説会の聴衆は「約一千名」、その中に「現役軍人約二十名、内地人婦人十名、本島人数名」が含まれていた。換言すれば、聴衆はほとんど日本人男性だったわけである。そのことは、在軍部対総督府という対立の構図が、支配者集団としての日本人男性の「内ゲバ」的な様相を呈していたことを物語る。ただし、台湾人の視線は強く意識されていた。憲兵隊が調査した「一般市民」の感想の中には、次のようなものがある。「在郷軍人カ一斉二起ツコトハ、在内地人ハ素ヨリ、母国愛ニ欠如セル本島人ニ我カ国民ノ国防意識ヲ注入スル上ニ多大ノ効果アリ」。⁽³²⁾

「母国愛」を欠く台湾人が多数存在しているからこそ、在郷軍人の活動は重要だと述べているわけである。この演説会を契機として、在郷軍人会・海友会を中核としながら「一般市民」を包括する組織として台湾国防強化連盟が結成された。「国防強化」「軍機擁護」を旗印とした宣言書では、端的に台湾人への不信感を表明して、次のように述べている。「国防並軍機擁護の本義は国家の常備する国軍は勿論、住民全般の双肩にあること世界の常識にして、本島に於ては住民の特質上叙上の徹底を図り国防の完璧を待望するは洵に至難とす」。⁽³³⁾ 「国防」にかかわる「外敵」としての英国やオランダへの敵愾心と、いわば「内部の敵」である台湾人への猜疑心が交錯することにより、在台日本人の不安は昂進しやすい状況にあった。後述するように、この猜疑心が交錯する地点で、英国系ミッション・スクールの排撃運動も展開されることになる。

「黒幕」としての英国

ジュノー号事件をめぐる「民衆運動」では、反英主義的な言論が噴出した。前掲の『蘭船ジュノウ号事件を語る』という本——軍の意向に追従する立場からジュノー号事件関係の雑誌論説や声明文を集めたもの——において、弁護士の福地信夫は、事件当時ジュノー号をチャーターしていたのが英国系の石油会社であることを指摘して、「不法入港した怪船は、何処の船であつたか、それは和蘭の船ではないか、而して其の蘭船をチャーターして居たのは何処の何人だつたか、それは英国の会社ではないか」と論じている。⁽³⁴⁾

民間における「南進」論者として著名な竹井十郎も、同じ本に文章を寄せている。竹井は、一九〇六年に蘭印に渡って以来、新聞社の通信員としてジャワ事情に関する文章を寄稿するとともに、スラバヤ日本人貿易商組合の責任者となるなど実業家としても重要な位置を占めた。大亜細亜協会の機関誌『大亜細亜主義』にもしばしば文章を寄稿、三四年には『大阪毎日新聞』『東京日日新聞』の特派員として日蘭会商に参加したが、蘭印政府から退去処分を受けた。⁽³⁵⁾

竹井は、「和蘭の暴戻を認識せよ」という文章において、日蘭会商で蘭印政庁が砂糖の輸入拡大を求めていることが台湾の産業の命運にかかわる点を強調し、「蘭印政府は——注——日本品排撃、在留日本商人虐めをすれば、屹度砂糖を買

ふ——台湾糖に制限を為し、台湾糖業を潰し、台湾の産業破産を結果しても——と考へたのであつた」と台湾の利害との密接な關係を強調している。その上で、蘭印政庁の強硬な態度の背後に「黒幕」として英国が存在するとして、次のように論じている。蘭印の防衛体制が手薄にもかかわらず蘭印政庁が「横暴無礼」なのは英国の東洋艦隊をあてにしてゐるからである。このままでは「老獪」な英国の「陰謀策動」により「我对南洋政策は根本から破壊され、東亜は再び白人の横暴に攪乱され、我国防の第一線は完全に封鎖されることは火を見るより明かである。而かもその場合の第一の犠牲は台湾であること論を待たない」。

センセーショナルな表現で危機感を煽る論調は、まさにデマゴグと呼ぶにふさわしいものである。だが、ここで重要なことは、反英主義・汎アジア主義の熱心な唱道者であつた竹井のような人物が、ジュノー号事件をめぐる在日日本人の運動に合流したことである。中堂中佐の反英主義的な言論も同じ本に含まれている事実象徴されるように、ジュノー号事件をめぐる「民衆運動」は、——必ずしも当初から明確に反英運動として組織されたものではなかつたにしても——、次第に反英的な色彩を強めていったといえる。

4 英国から見たジュノー号事件

外交問題化の可能性

それでは、英国政府は、ラングリーブルック号事件からジュノー号事件にいたる経緯をどのように観察し、認識してゐたのだろうか。まずラングリーブルック号事件の経緯について確認しておこう。

一九三四年二月一七日、英国商務省商船部から英国外務省にラングリーブルック号の船長が台湾で一週間にわたり拘留された末にようやく解放されたという第一報が届いた。続報により、船長は馬公が日本海軍の要港であることは知つていたが、英国海軍省発行の『中国海路誌 (China Sea Pilot)』に避難港と記載されているのを知つて海難入港したと報告された。また、船長トム・ブラウンは、「継続的な尋問と詰問はとても疲労困憊させるものであり、最後には失神

しそうになつた。……私が理解しえなかつたかぎりでは、尋問全体の目的は、私がスパイをしているかどうかを確かめることだつた」と証言し、日本政府の謝罪と金銭的補償を要求してゐた。

駐日英国大使クライブは (R. Clive)、三五年一月二八日に重光葵外務次官と面会し、海難入港だとしたらなぜ船長を拘留した上に罰金五〇〇円を課したのか、また、なぜ拘留中に船舶の所有者と通信することも拒絶したのかを説明するように求めた。たぶん抗議の意味合いを込めた説明要求であつた。日本の海軍省は外務省に説明のための文書を提出、入港当時の風向を考えれば、要塞に近い第二区に投錨しなくても投錨地点を確保できたにもかかわらず第二区内に立ち入つたことの重大性を指摘するとともに、海難入港とは認めがたいという見解を伝えた。⁽³⁷⁾ 重光次官は二月二八日にクライブ大使に回答、その際には海軍省の見解を復唱するように第二区進入の重大性を強調するとともに、台南地方⁽³⁸⁾ 法院高雄支部は海難入港を認めて船舶法違反の罪は問わなかつたが、軍港要港規則違反を認めて罰金を課したと説明した。⁽³⁹⁾ この回答は英国政府にとって満足のいくものではなかつた。だが、英国海軍省が同省発行の『中国海路誌』で馬公を避難港として記述したことの不適切を認めたこともあつて、即座に日本政府に抗議する展開ともならなかつた。⁽⁴⁰⁾

このように日英の交渉が膠着状況に陥つていたさなか、ジュノー号事件が生じた。事件の経過は、英国領事アーチャーからクライブ大使を通じて、刻々とロンドンに伝えられた。たとえば、四月二二日付の報告では、オランダの名譽領事であり、ライジングサン社の台湾支配人でもあるスメリー (J. W. Smilie) が総督府外事部と交渉して船長の保釈を要求したが聞き入れられなかつたことや、獄中で憔悴しきつた船長を訪れた際には、領事という立場にもかかわらず、会話はもちろん、握手すら認められなかつたことを報告している。⁽⁴¹⁾ クライブ大使はロンドンの外務省にこれを転送するにあつて、日本軍の警戒心の強さを考えると「日本人が台湾とその周辺で要塞の強化に従事していると考えざるをえない」というコメントを付し、中国駐屯軍の司令官にもコピーを送付している。⁽⁴²⁾

スパイ熱を煽る日本軍の敵対的な姿勢が明確になるにつれて、英国政府の中でも強硬論が台頭した。六月五日に商務省が外務省に宛てた書簡では、『中国海路誌』の記述が不十分だつたとしても、それは船長の責任ではないと前置きし、次のように記している。⁽⁴³⁾

「オランダ船にかかわる同様の出来事についてオランダ政府は日本政府に抗議を行う可能性が高い。わが陛下の政府とオランダ政府の態度はお互いに支え合うものであり、問題となっている原則についてオランダ政府よりも弱い態度を取るのを避けるのが望ましいと思われる。」

この商務省の見解は、ラングリーブルック号事件がジュノー号事件とあわせて外交問題化する可能性があったことを示している。しかし、結局、正式な抗議にはいたらなかった。六月一日にはクライブ大使が広田毅外務大臣に面会し、『中国海路誌』の記述の誤りを認めるとともに、これを船員に周知する期間中に同様の事態が生じた場合には穏便な処置をすることを要望した。⁽⁴⁵⁾ さらに、二一日には英国外務省極東局長がラングリーブルック号の所有者に書簡を送り、外務大臣サミュエル・ホア卿 (S. Hoare) の見解として、日本当局の対応は国際法違反という訴えを正当化するほど苛酷なものとはいえないと述べ、謝罪や金銭的補償を日本政府に要求するのは困難だという見解を示した。⁽⁴⁶⁾

かくして事件は外交上の一応の解決を見た。それにしても、英国政府の態度が一転軟化したのはなぜなのか? 『中国海路誌』の誤りを認めざるをえなかったこと、外務大臣サミュエル・ホア卿が対日協調派だったことなども影響しているだろう。だが、商務省の強硬論がジュノー号事件の控訴審判決直前になされたものであることを考えれば、この判決の影響もあつたと考えられる。すなわち、控訴審判決が出てオランダ政府が正式の抗議を見合わせたことにより、英国政府も強硬な態度をとるのが困難になったと思われるのである。日本政府および台湾総督府の側にも、おそらく判決の内容によっては外交問題化せざるをえないという危機感があつたのだろう。馬公要港部の情報によれば、総督府は、控訴審判決にあたって事前に日取りすら軍に知らせずに抜き打ち的に行つたといふ。⁽⁴⁷⁾ かくして、外交問題化する事態は瀬戸際でせき止められた。だが、水面下では日英間の軍事的緊張が高まることになった。諜報戦である。

日英諜報戦の展開

英国の対日諜報活動について論じたアントニー・ベスト (Anthony Best) の研究によれば、ラングリーブルック号事件が起きた三四年一二月にシンガポールで二人の日本人海軍士官がスパイとして逮捕され、民間人容疑者は拘禁中に自殺した。こうした事態が頻発する情勢であつたために海峡植民地は日本語のできる士官を公安に配属することを要請した。香港でも、日本海軍の船が事前通告なしに寄港したり、「旅行者」が双眼鏡を用いて港湾を観察したりしていたために、防衛体制の増強の必要が認識された。⁽⁴⁸⁾

三五年二月に英国の諜報機関 (MI-1) が中国駐屯軍司令部に寄せた報告書では、英日戦争 (Anglo-Japanese War) を想定して諜報機関を再編する必要を説き、香港については「もしも英日戦争——それだけが香港に巨大な被害を与える唯一の可能性である——が生じた場合には、香港を保持するためにあらゆる努力が払われるべきである」と記している。また、「日本を海軍の主要敵とすることになると私たちが考えている戦争は、決して小規模なものとはならないだろう。……大英帝国は東洋における原住民 (the indigenous Peoples) の中に同盟者も見いだすことだろうが、敵も見いだすことだろう」と記して警戒の必要を説いている。⁽⁴⁹⁾

同じ時期に英国海軍諜報機関のテイト (W. E. C. Tat) 大佐が起草した報告書では「極東地域における平和への脅威となつている三要素」として「日本帝国主義」「汎アジア主義 (Pan-Asianism)」「共産主義」を挙げ、日本が東アジアにおける英国の利害を深刻に脅かす可能性がある唯一のパワーだと論じている。⁽⁵⁰⁾ 「平和への脅威」の三要素の内、前の二つの要素が重なること、すなわち、欧米帝国主義の支配下における諸民族が「汎アジア主義」を介して「日本帝国主義」と手を結ぶことは、英国の諜報機関において現実的な脅威として認識されていたのである。こうした観点から、英国政府は中堂の言論にも神経を尖らせていた。アーチャー領事による六月一五日付の機密電では、「馬公の先任参謀である中堂大佐は、発言の過激さにおいて特に際だつている」として、次のように記している。⁽⁵¹⁾

「控訴審判決が出されて数日して、中堂は、再び、日本人は国際問題についてもっと強硬な態度をとるべきだと激を飛ばした。……彼は、白人を激しく非難し、とりわけ英国のインド支配を酷評した。彼の攻撃を触発したことがらは、塩税であり、インド人に対する野蛮な処罰と彼が判断するものであり、再発する飢饉に対して、インド政府が無

能で無頓着であるという疑いであり、イギリス人官吏に対する高額な報酬である。」

ここで紹介された中堂の言論は反英主義的であるばかりでなく、汎アジア主義的である。ただし、ここで「アジア人」として想定されているのは具体的には大英帝国支配下のインド人であり、日本植民地支配下の台湾人に対する専売制度や笞刑、日本人官僚の加俸について批判的に論じられることは、もちろん、なかった。すなわち、この場合の汎アジア主義は、反植民地主義としてのロジカルな一貫性を備えたものではなく、日本帝国主義の覇権に奉仕するものであることを当然のごとく前提としていた。だが、さしあたってここで重要なことは、ロジカルな一貫性を欠落していた事実それ自体よりも、そうであるにもかかわらず、日本帝国主義と汎アジア主義をつなぐ中堂のような主張が英国にとって現実的な脅威として認識されていたことである。

英国の諜報機関は、この時期になってようやく帝国日本の中で香港に最も近い地点に位置する台湾の重要性に着目し始めた。三五年半ばには諜報機関 (MIS) の命を受けてドレイグ (C. Dray) が台湾に入り込み、広範なエージェントのネットワークをつくりあげた。⁵² その「成果」の一部であろう、三六年八月には英国の中国駐屯軍司令官が「台湾における軍事メモ」を起草している。一〇〇頁を超えるこの報告書は、台湾の統治機構・人口・地理などを概説した上で、兵員・兵器の配備状況について詳細に記している。⁵³

こうした英国の側での活動を考えるならば、中堂らの言論も、表現こそ誇張されているものの、単に危機感を煽るためのデマゴグとして切り捨てられない側面を持つ。ただし、英国の諜報機関が軍事的な観点から台湾の状況に関心をもち始めたのはジュノー号事件以降のことであり、在台軍部の敵意が明確化することによって、英国の側でも警戒心が高められたとみるべきだろう。軍事的行動において報復がさらなる報復を呼び起こす、負の連鎖が水面下で進行し始めていたのである。

5 台湾人にとつてのジュノー号事件

ジュノー号事件をめぐる在台軍部と総督府の対立構図は、単純化するならば、「国際政治」の舞台において軍事的思考と外交的思考のどちらを優先するかということでもあった。いずれにしても、植民地の被支配者として、「国際政治」上の主体としての地位を剝奪されていた台湾人にとつては、直接的には関係のないことがらであった。だが、間接的なかわりは見いだすことはできる。特に注目には値するのは、英国系ミッション・スクールに対する排撃運動との相互作用である。この排撃運動はジュノー号事件の伏線のひとつとなると同時に、ジュノー号事件によってさらに加速化されることになったのである。

ここで英国系ミッション・スクールとは、具体的には、イングランド長老教会の設立した台南長老教中学・女学校、カナダ長老教会の設立した淡水中学・女学院を指す。これらの学校の生徒はほとんどみな台湾人だったが、教員には英人(英領カナダ系を含む)の宣教師、台湾人、日本人が混在していた。別稿で論じたように、一九三四年三月、神社不参拝問題を契機として在郷軍人らが台南長老教中学は「非国民」の養成所であるとして排撃運動を展開し、台湾人の理事長やチャプレンを追放、校長や理事長を日本人に入れ替えることに成功した。この運動には反抗日運動、反キリスト教、反英国という三要素が混じっていたが、この時点では反抗日運動という性格が強かった。「台湾日日新報」も神社不参拝問題をめぐって台湾人関係者のことを容赦なく攻撃する一方、英人宣教師に対しては好意的な報道を続けた。⁵⁴

翌三五年三月、総督府は、今度は淡水中学・女学院に対して集団的な神社参拝を行って「国体観念ノ涵養」に務めることを求めた。四月の新学期にあわせて学則を改正するように圧力をかけるべく、三月二日から三〇日にかけて「台湾日日新報」はこの問題を報道し続けた。これに歩調をそろえて当時六誌存在した週刊新聞もセンセーショナルな見出しによる報道を始めた。たとえば、「台湾経世新報」(一九三五年三月三一日付)の紙面では「淡水中学問題ノ廢校最も妥当」、「新高新報」(一九三五年四月六日付)では「紙上ギロチンノ淡水中学の内面暴露」という具合である。これが、

ジュノー号事件の起る直前のことだった。

『台湾日日新報』は四月一六日付の紙面で、「淡水中学の一大改善策」として学校関係者が神社参拝を認めたとして、決着を報じた。だが、事態は総督府の思惑を超えた展開を見せることになった。この決着報道の翌日——それはジュノー号事件の第一審公判が開始された日でもある——、皇政会主催「淡水中学撲滅政談大演説会」が台北駅前の鉄道ホテルで開催された。在郷軍人会の幹部である清水紀與治（蓬萊胚芽米精米所社長）はこの演説会で「日本の領域に英領在り」と真甲より淡中問題に切り込み、正に噴火せんとしたが極どいところて『中止』を宣告された⁽⁵⁵⁾。この報道からうかがわれるように、ミッション・スクール排撃運動でも、反英的な主張が顕著だったのである。人脈的にも、ジュノー号事件と連続していた。前述のように、四月一九日には台北で在郷軍人会・海友会の有志が会同して高雄商工会会長中村一造を糾弾する決議をするわけだが、この時の在郷軍人会幹部五名には清水紀與治が含まれていた。その他の参加者も淡水中学撲滅運動に名前の登場する人物たちである。すなわち、ファッショ的な「民衆運動」の最も過激な局面を形作った主体はジュノー号事件と淡水中学排撃運動で共通していた。

四月一七日に演説会が開催されて以降、『台湾日日新報』は淡水中学の問題についてまったく報道しなくなった。そこには、在郷軍人や右翼団体の暴走を懸念する総督府の意向が働いていると思われる。対照的に、『台湾経世新報』は、毎週のようにセンセーショナルな記事を掲載し続けた。同紙は淡水中学校長であるマカイ（R. P. McKay）について「前校長マカイ（加奈陀人）と本島婦人との間に出来た混血児である。それで彼は決して国語を学ばうとはしなかつた」と非難し、「内地人に対し特に反抗するやうな気分を煽つて民族性の反発を陰に陽に指喚して居る」と報じている⁽⁵⁶⁾。かくして、ミッション・スクールは英国人のような「外敵」と台湾人のような「内部の敵」が結託して「スパイ」を要請する場所であり、「混血児」であるマカイはその象徴であるというイメージが形成されることになる。

淡水中学・女学院のキャンパスが、英国領事館に踵を接する形で淡水河の河口を見下ろす丘の上に位置していたことも問題化された。この土地は清代に英国領事と淡水県知事とのあいだで租借に関する契約が結ばれ、日本統治下においても「永代租借地」とされていたのだが、『台湾経世新報』は「淡水砲台埔の一角／＼ユニオン・ジャック」の旗は翻る／＼此の国辱的事实は奈何？」という見出しを掲げて、この土地の「奪還運動」を行うべきことを説いた⁽⁵⁷⁾。

このようにセンセーショナルな反英主義を前面に押し出した『台湾経世新報』であるが、ジュノー号事件については奇妙なことにほとんど沈黙していた。この沈黙は、台湾経世新報社の社長である養和藤治郎がジュノー号事件の被告弁護人となったことと関連していると考えられる。右翼的な言論で知られる養和が弁護人を引き受けたのはなぜなのか？ 総督府に買収されたというのが、当時の人びとの解釈だった。大日本生産党の八幡博堂は、総督府から弁護人に「莫大なる報酬金」が出されたことを指摘し、「如何に彼等が金銭の為め国を売る行為に出たかは明瞭」と記している⁽⁵⁸⁾。また、ジュノー号事件に関する「島人の観測」として次のような報道がなされている。「一番おかしな事は国粹党を気取り保守的な行動を取つて来た弁護士が、被告の側の弁護に立つた事で、結局金の為に節を売つてゐるのは醜い……と云つてゐる」。

この「弁護士」は養和を指すものと考えられる。買収の真偽は確かめようがないが、大いにありえることだろう。いづれにしても、養和としてはジュノー号事件をめぐって「金の為に節を売つ」た人物として矢面に立たされているからこそ、自らの「国粹」的立場に変わりがないことをアピールするために、『台湾経世新報』の紙面で淡水中学問題を大々的に取り上げたのだと推定できる。ジュノー号事件の公判が終わった六月には、関連する報道が圧倒的に少なくなることもこの推定を裏づける。

かくして、元来は抗日運動対策として行われたミッション・スクールへの抑圧が、総督府の思惑を超えて反英運動的な展開を惹起し、それがジュノー号事件において過激化された形で表れ、さらに淡水中学・女学院排撃運動へと跳ね返るといふように、二つの事件は複雑に連関しながら展開した。三六年になると淡水中学・女学院排撃運動はふたたび活発化し、両校は台北州により接収されることになった。その翌月には小林躋造が台湾総督に就任し、「南進」と並んで「皇民化」をスローガンとして掲げることとなるのである。

- 導論」台北、稲郷出版社、二〇〇三年）も参照。
- (3) 永井和「日中戦争から世界戦争へ」（思文閣出版、二〇〇七年、第三章）。
 - (4) 日本の外務省文書には関連資料が存在せず、消失している可能性が高い。オランダ外務省文書についても関連資料を見出せていない。したがって、今後の資料調査によって本論を大幅に補訂する必要があることをあらかじめ附言しておくたい。
 - (5) 酒井台北在勤海軍武官発中川総督・平塚総務長官・今川台南州知事宛（一九三五年五月五日、防衛庁防衛研究所所蔵『海軍省公文備考 昭和一〇年D外事 卷一二』「和蘭国汽船「ジュノー」号事件」、以下、海軍省文書と略す）。
 - (6) 籠谷直人「アジア国際通商秩序と近代日本」（名古屋大学出版会、二〇〇〇年）三七八頁。
 - (7) 馬要参謀長発軍務局長宛機密第八三番電（一九三五年四月八日、海軍省文書）、軍務局長発馬要参謀長宛機密第一三五番電（一九三五年四月八日、海軍省文書）。
 - (8) 馬公要港部参謀中堂海軍中佐「ジュノー」号事件ノ真相ト我等ノ心境ニ就テ」（海軍省文書）。一九三五年一月一日付けで馬公要港部参謀長から軍務局長宛に送付された資料。
 - (9) 『台湾日日新報』一九三五年六月九日付。
 - (10) From C.H. Archer to Sir R. Clive, 30 April 1935, F3546/333/23, FO371/19356.
 - (11) 後藤新八郎「海軍の南進についで」（防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 中国方面海軍作戦（一）』朝雲新聞社、一九八六年）。
 - (12) 波多野澄雄「日本海軍と南進政策の展開」（杉山伸也・イアン・ブラウン編『戦間期東南アジアの経済摩擦』同文館出版、一九九〇年、一五五頁）。
 - (13) 中堂観恵「真の日本精神とは何ぞや」（大日本国防青年会編『蘭船ジュノーウ号事件を語る』大日本国防青年会台湾支部、一九三五年、四四頁）。
 - (14) 「大亜細亞協会台湾支部発会式」（『大亜細亞主義』一九三四年二月号）。
 - (15) 松浦正孝「日中戦争はなぜ南下したのか」（『北大法学論集』第五七卷第二号、二〇〇六年）。
 - (16) 小林道彦「一八九七年における高野台湾高等法院長非職事件について——明治国家と植民地領有」（『論究（中央大学大学院研究科）』第一四卷第一号、一九八一年）。
 - (17) 前掲『アジア国際通商秩序と近代日本』一三九頁。
 - (18) 『国際関係ヨリ見たる日本ノ姿』、外務省外交史料館所蔵『外務省記録』「重光大使ノ欧州政局報告」（A.2.0.0.XI）。
 - (19) 小風秀雄「日蘭海運摩擦と日蘭会商」（前掲『戦間期東南アジアの経済摩擦』一三六頁）。
 - (20) 酒井台北在勤海軍武官発軍務局長宛（一九三五年六月一日、海軍省文書）。
 - (21) 大阪商船株式会社編『大阪商船株式会社五十年史』（一九三四年）二八四頁。
 - (22) 松浦正孝「高橋財政下の帝国経済再編と体制間優位競争」（坂野潤治・新藤宗幸・小林正弥『憲法の政治学』東京大学出版会、二〇〇六年、二七〇頁）。
 - (23) 高等法院検察官長伴野喜四郎「蘭船ジュノーウ号事件の回顧」（海軍省文書）。
 - (24) 酒井台北在勤海軍武官発馬要港部参謀長・軍令部長・海軍省副官宛（一九三五年四月一七日、海軍省文書）。
 - (25) 「大亜細亞協会々報」（『大亜細亞主義』一九三五年一月号）。
 - (26) 憲兵司令官田代院一郎発海軍大臣大角岑生宛（一九三五年五月一〇日、海軍省文書）。
 - (27) 酒井台北在勤海軍武官発海軍次官宛（一九三五年四月二四日、海軍省文書）。
 - (28) 太田肥州編『新台湾を支配する人物と産業史』（台湾評論社、一九四〇年）五〇五頁。
 - (29) 台湾憲兵隊長沼川佐吉発海軍武官宛（一九三五年四月二四日、海軍省文書）。
 - (30) 憲兵司令官田代院一郎発海軍大臣大角岑生宛（一九三五年六月三日、海軍省文書）。
 - (31) 憲兵司令官田代院一郎発海軍大臣大角岑生宛（一九三五年六月一日、海軍省文書）。
 - (32) 同右。
 - (33) 前掲『蘭船ジュノーウ号事件を語る』二〇頁。
 - (34) 福地信夫「現下の国際情勢に顧み蘭船問題を論ず」（前掲『蘭船ジュノーウ号事件を語る』三四頁）。
 - (35) 後藤乾一「昭和期日本とインドネシア」（勳章書房、一九八六年、第四章「天海・竹井十郎とインドネシア」）を参照。
 - (36) 竹井十郎「和蘭の暴戾を認識せよ」（前掲『蘭船ジュノーウ号事件を語る』二二―二五頁）。
 - (37) From Messrs. Bottrell Roche and Temperley to F. O. 29 April 1935, F2777/333/23, FO371/19356.
 - (38) From Sir R. Clive to F. O. 28 January, 1935, F1205/333/23, FO371/19356.
 - (39) 鳥越海軍省軍務局員発外務省欧亚局太田領事官宛（一九三五年二月一日、防衛庁防衛研究所所蔵『海軍省 公文備考 昭和九

- 年D外事巻八」(「ラングリーブレット」ニ関スル件)。
- (40) From Manoru Shigemitsu to R. Clive, 28 February, 1935, F2318/33/23, FO371/19356.
 - (41) From J.S. Barnes to F.O., 25 March, 1935, F1975/333/23, FO371/19356.
 - (42) From C.H. Archer to Sir R. Clive, 22 April, 1935, F3546/333/23, FO371/19356.
 - (43) From Sir R. Clive to F.O., 10 May, 1935, F3546/333/23, FO371/19356.
 - (44) From Board of Trade to F.O., 5 June, 1935, F3668/333/23, FO371/19356.
 - (45) From Sir R. Clive to F.O., 20 June, 1935, F4648/333/23, FO371/19356.
 - (46) From O.W. Orde to Messrs. Botterell Roche and Temperley, 21 June, 1935, F3668/333/23, FO371/19356.
馬場參謀長發軍務局長・軍令第一部長河橋密兼一三三三特電(一九三五年六月八日、海軍省文書)。
 - (47) Best, Antony, *British Intelligence and the Japanese Challenge in Asia, 1914-1941*, (Palgrave Macmillan, 2002)p. 124.
 - (48) "Report of the Inter-Service Committee on Intelligence Organization in the Far East", enclosed in from W. O. to the General Officer Commanding, China Command, Hong Kong, 14 February, 1935, WO106/6143.
 - (49) "Digest of the Report on Intelligence in the Far East by Captain W.R. C. Tait, N.V.O. Royal Navy", enclosed in from W. O. to the General Officer Commanding, China Command, Hong Kong, 14 February, 1935, WO106/6143. 日本の報告書は、東京在勤海軍武官、北京在勤海軍武官ほかヘントウヤキーストリアの講報機関に送付された。
 - (50) From C. H. Archer to Sir R. Clive, 15 June, 1935, F4838/333/23, FO371/19356.
 - (51) Best, *op. cit.*, p. 115.
 - (52) "Draft For Military Notes on Formosa" by Captain R. L. K. Allen, Headquarters, China Command, Hong Kong, 15 August, 1936, WO106/5409.
 - (53) 以下、ミッシン・スクール排撃運動に関する記述については、拙稿「日本統治下台湾におけるミッシン・スクール排撃運動」(『岩波講座 近代日本の文化史七 総力戦下の知と制度』岩波書店、二〇〇二年)を参照。
 - (54) T. N. 生「皇政会主催淡中問題演説会を聴く」(『台湾』第六卷第四号、一九三五年)。
 - (55) 『台湾経世新報』一九三五年四月七日付。
 - (56) 『台湾経世新報』一九三五年五月五日付。
 - (57) 『南瀛新報』一九三五年六月一七日付。
 - (58) 八幡博堂「蘭船ジュノウ号事件の経過を語る」(前掲「蘭船ジュノウ号事件を語る」七頁)。
 - (59) 『南瀛新報』一九三五年六月一七日付。

＜編者紹介＞

松浦 正孝 (まつうら・まさたか)

1962年 神奈川県生まれ。
1992年 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。
1994年 博士(法学)学位取得。
東京大学法学部附属近代日本法政史料センター助手・助教授、北海道大学大学院法学研究科教授などを経て、
現在 北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授。
著書 『日中戦争期における経済と政治』(東京大学出版会、1995年)。
『財界の政治経済史』(同、2002年)。

昭和・アジア主義の実像

— 帝国日本と台湾・「南洋」・「南支那」 —

2007年12月18日 初版第1刷発行 (検印廃止)

定価はカバーに
表示しています

編者 松浦正孝
発行者 杉田啓三
印刷者 林初彦

発行所 株式会社 ミネルヴァ書房

607-8494 京都市山科区日ノ岡堤谷町1
電話代表 (075)581-5191番
振替口座 01020-0-8076

© 松浦正孝他, 2007 大洋社・兼文堂

ISBN978-4-623-04942-4

Printed in Japan

執筆者・翻訳者紹介 (掲載順、執筆分担、*編者)

- *松浦正孝 北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授：序章、結章、あとがき
川島真 東京大学大学院総合文化研究科准教授：第一章、訳第九章
吉開将人 北海道大学大学院文学研究科准教授：第二章
陳紅民 浙江大学歴史学系教授：第三章
光田剛 成蹊大学法学部教授：訳第三章・第四章・第八章
羅敏 中国社会科学院近代史研究所副研究員：第四章
アントニー・ベスト (Antony Best) ロンドン大学政治経済学院 (LSE) 上級講師：第五章
奈良岡聰智 京都大学大学院法学研究科准教授：訳第五章
河原林直人 名古屋学院大学経済学部専任講師：第六章、訳第一三章
蘇維初 香港公開大学人文社会科学院教授：第七章
土屋光芳 明治大学政経学部教授：訳第七章
李盈慧 暨南国際大学歴史学系教授：第八章
曹大臣 南京大学歴史学系副教授：第九章
駒込武 京都大学大学院教育学研究科准教授：第一〇章
何義麟 台北教育大学台湾文化研究所副教授：第一一章
鍾淑敏 中央研究院台湾史研究所副研究員：第一二章
関智英 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程在学：訳第一二章
林満紅 中央研究院近代史研究所研究員・台湾師範大学合聘教授：第一三章